

Topic 01

いよいよ
10月から!

マイナンバー制度 が始まります



マイナちゃん

■マイナンバーとは?

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、1人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。

▼27年10月～マイナンバー通知

住民票を有する人(住民票がある外国人を含む)に、12桁のマイナンバー(個人番号)を通知します。

▼28年1月～マイナンバーの利用開始

税や年金、医療保険、雇用保険などの手続きで、マイナンバーの利用を開始します。申請者への個人番号カード交付も始まります。

▼29年1月～個人ごとのポータルサイト(マイナポータル)の運用開始

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかを確認できます。行政機関からお知らせも受け取ることができます。

▼29年7月～地方公共団体なども含めた情報連携を開始

情報連携により事務が確実かつスムーズになり、皆さんの負担を軽減します。

Topic 02

あなたの回答が、日本の未来をつくります。

国勢調査



センサスクン

■「通知カード」の送付

マイナンバーをお知らせする「通知カード」を住民票の住所に順次郵送します。次の理由で、住民票の住所にお住まいでない場合は、登録をすれば現在お住まいの居所に送付することが可能です。

- ▽東日本大震災により被災し、住所地以外の場所へ避難している
- ▽DV被害者などで、住所地以外の場所へ移動している
- ▽医療機関・施設などへの長期の入院・入所が見込まれ、かつ住所地に誰も居住していない

【住民票の住所以外に送付する場合】

9月25日(金)(必着)までに、申請書に必要書類を添えて提出してください。申請書は、市民課または各支所市民保険係にあります。

【必要書類】

- ・申請者の本人確認書類
- ・居住していることを証明する書類(代理人申請する場合の追加書類)
- ・代理人の代理権を証明する書類
- ・代理人の本人確認書類

■何のために調査するの?

国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき5年ごとに実施する最も重要な統計調査です。日本の今を知り、よりよい未来をつくるため、国勢調査への回答をお願いします。

国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにし、国や都道府県、市区町村の行政の基礎資料として活用されるほか、学術・教育機関、企業など幅広い分野で利用され、私たちの暮らしに役立てられます。

■すべての人・世帯が対象です

国勢調査は、10月1日現在、日本国内に住んでいる全ての人・世帯が対象です。生まれればかりの赤ちゃんはもちろん、3カ月以上日本に住んでいる(住むことになっている)外国人も、調査対象です。

■インターネットか調査票で回答してください

今回の調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、その後インターネットで回答されなかった世帯に対して紙の調査票を配布し調査を行います。

■提出方法

▼インターネット回答の場合

調査員がインターネット回答のための資料を配布しますので、9月20日(日)までにパソコン、タブレット端末、スマートフォンなどからインターネットにアクセスし、画面の案内に沿って回答してください。

▼調査票回答の場合

調査員に、調査票を渡してください。または、「郵送提出用封筒」(切手不要)に調査票を入れ、10月7日(水)までに郵送してください。

マイナンバー制度実施の流れ

【問合せ先】企画情報課 ☎24-1111-1111

内線2506

【問合せ先】市民課 ☎24-1111-1111

内線2125

